

ID: 159

担当部署: 産業課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	高根沢町土づくりセンターの設置及び管理に関する条例 第9条ただし書(指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合に限る。)		
例規番号	平成12年条例第1号		
<b>【基準】</b> 第9条の規定による。 (利用料金の還付) 第9条 既に徴収した利用料金は、還付しない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日